

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター
令和6年度 第3回理事会 会議録

□日 時：令和7年3月25日（火）15：30～17：15

□場 所：法人事務所

□出席者：岡本 祐一 理事長（議長）、具志堅 政仁 副理事長、
坂口 佳央 理事、丹治 弘 理事、丹治 正美 理事（以上5名中5名出席）
西村 拓憲 監事、矢野 公大 監事
長尾 譲治 窓口業務課長、百村 正義 総務管理課長

□次 第：

1. 報告案件
2. 議案審議
3. 事務連絡

◆1. 報告案件

【報告第5号】各課窓口業務の運営状況について

- ・長尾 窓口業務課長より説明

【報告第6号】職員改姓並びに旧姓使用取扱細則の制定について

- ・百村 総務管理課長より説明

【報告第7号】休暇細則の一部改正について

- ・百村 総務管理課長より説明

【報告第8号】緊急時対応マニュアル（案）について

- ・長尾 窓口業務課長より説明

【追加報告第9号】育児・介護休業等細則の一部改正について

- ・百村 総務管理課長より説明

（意見・質問等）

【報告第5号】について

- ・坂口 佳央 理事

おくやみコーナーの実績について、利用率が28%、予約なしの方の率が高いが、そのあたりは、広報がたらないのか、市民は予約しなくてもいいと思っているのか、どのように考えているのか。

- ・長尾課長

予約は、3営業日をはさんでしていただいているが、実態は、「今からいけるか、明

日行けるか。」ということで対応した場合は、すべて予約なしに含めている。亡くなられていると忙しいのでそういう方が多いので、予約なしの割合が多くなっている。28%という利用率をどうとらえるかですが、少ないのか、適当なのか判断が難しく、分析ができていない。来ていただいたらお断りしないという対応をさせていただいている。電話交換手さんにも、死亡の場合はおくやみコーナーに繋ぐようお願いしている。

- ・坂口 佳央 理事

利用者も親族が亡くなり、いろいろと混乱しているし、手間もかかることから、できるだけ便利に利用できるように考えていってもらいたい。

- ・岡本 理事長

コンサルジュ対応もしている。1日あたりで1.5件の利用数であり、おくやみコーナーの法人職員は総合案内や市民課の業務支援も行っている。

- ・丹治 弘 理事

利用率の分母が死亡者数になっているが、それは正しいのか。すべての方が手続きが必要、手続きをする必要のない方もいる。そこまで突き詰めて調べていないと思うので率の取扱いは注意した方が良くはないか。

児童手当の件数が増えていることについて、高校まで対象が拡大されたことはわかるが、所得制限が撤廃されたのであれば、その手間が省けることになるのではないか。

- ・長尾課長

これからのことを考えると手間が省けることになるが、拡大されたことにより、最初の対象者への通知などが増えたことにより件数が増えている。

- ・丹治 弘 理事

所得制限の撤廃が、件数が増えた理由にはならないのではないかと思う。手間が省けているのだから、件数が増えた理由としての書きぶりがいかなものかと思う。

- ・岡本 理事長

おくやみコーナーの死亡者数を分母にしていることについては、先行して導入している自治体に倣ってさせていただいております。また、研究していきたい。所得制限は、撤廃されても所得の状況は調べる必要がある。

- ・丹治 正美 理事

死亡届を出しに来られるのは、家族だけでなく、組長さん等も来られると思うので、その方にも案内をしているのか。予約はハードルが高いのでは。

- ・長尾課長

おくやみの案内冊子を渡している。冊子を作りかえたときに、おくやみコーナーについて分かりやすいところに記載するように変更している。また、業社さんにもご家族に冊子を渡してくれるようお願いし周知している。予約なしでも来ていただいたら、先約がない限り対応している。予約していただくと税などは事前に確認することができ、課を回るスピードが速くなるというメリットがある。

- ・丹治 正美 理事

おくやみコーナーに行っても、結局は、課を回らないといけないという声も聞く。

・岡本 理事長

おくやみコーナーでワンストップの導入は、町村が多い。ワンストップにするには、システムの問題などハードルが高い。その工夫として、コンサルジュ対応をしている。

・西村 拓憲 監事

窓口利用者アンケートの自由記載欄のところはすべて記載しているのか。省略もなく。

・岡本 理事長

利用者の意見は、基本的にはそのまま記載している。誤字脱字、表現が不明なところ、個人名が出ている等以外はそのまま記載している。

・西村 拓憲 監事

新人研修については、派遣労働者にも実施しているのか。プロパーのみか。

・具志堅 副理事長

プロパーのみで、派遣職員は入っていない。

・西村 拓憲 監事

窓口対応があるので、接遇などの研修も必要になってくると考えるが。派遣労働者の入替えの度合いにもよるが、今後必要になってくると思われる。

・岡本 理事長

派遣労働については、窓口対応はしていない。また、派遣労働者には、別途業務マニュアルを配布し、研修を行っている。

・西村 拓憲 監事

個人情報保護の観点、守秘義務について雇用契約などに盛り込んでいるのか。
派遣労働者についてはどうなっているのか。

・岡本 理事長

派遣労働者については、契約に盛り込んでいる。

・百村課長

派遣労働者については基本的には補助業務に従事していただいている。守秘義務の関係とかは、派遣会社との契約の中でうたっている。

・西村 拓憲 監事

派遣労働者が個人情報を漏らしたりした場合の損害賠償請求などについても、その契約書でそういう立て付けになっているのか。

・百村課長

基本契約書の中でうたっている。

【報告第7号】について

・丹治 正美 理事

この4月に採用した職員で、4月に婚姻した場合も結婚休暇は使えるのか。条件付き

採用期間は取れないとかあるのか。

- ・百村課長

取得できます。結婚式や新婚旅行等で取得が可能です。

- ・西村 拓憲 監事

時季変更権などの規程はあるのか。3月や4月の繁忙期は避けてもらうとか。人が足りなくなる場合、事業所側は変更してほしいと言える。但し書きを入れておくとか。

- ・百村課長

市の休暇取り扱いにもそのような内容は書かれていない。

- ・具志堅 副理事長

有休の時季変更権はあるが、特別休暇にはそれがないと聞いている。

【報告第8号】について

- ・西村 拓憲 監事

緊急時の勤怠管理はどうされるのか。45 時間の問題もあり、もし大地震が起こった場合等、罹災証明を出すだけでも相当大変になる。不眠不休での対応になる。

不可抗力であり、補正予算を組んでいただくことになる。

- ・岡本 理事長

災害対策については、基本は市の対応になる。ただ、市から法人が担っているのは、窓口申請業務になる。まずは窓口業務の優先的業務を行っていくことになるが、復旧まで時間がかかる場合等において何もしないのではなく、罹災証明発行等の受付業務についても市と協議しながら労働時間等を考慮し協力していくことになる。

- ・西村 拓憲 監事

民間ではなく独法なので、45 時間の制限については労基と協議していくことも必要、考慮してもらわないと厳しい。

- ・岡本 理事長

このマニュアルをたたき台として、今後、市の危機管理室などと協議を行っていく予定になっている。

- ・丹治 弘 理事

罹災証明を優先する場合は、一定、窓口業務を制限する形で行うことになるのか。以前は市の職員が窓口業務を担っていたから人員配置の融通が利くが、今は独法が担っているので、窓口を担当できる市の職員が減っており、罹災証明の発行能力が落ちていることについてどう考えていくのか。また、災害時には、通常の窓口申請業務も減ると思われるので、開店休業状態であれば、罹災証明の方に人員を配置していくという状況をどう作っていくのかがネックになってくる。

- ・岡本 理事長

危機管理室との協議の中でも、通常の窓口業務が基本であるが、窓口業務のシステム復旧に時間を要する場合等、手をこまねいているのではなく、罹災証明業務等簡単な受付業務については協力していくこととしている。実際には、地震の規模、その時の状況

に応じて市と協議して対応していくことになる。

・丹治 弘 理事

災害時にどれくらいの職員が出勤できるのか、市も想定していると思うので、法人もそれに合わせて人数を想定しておく必要がある。

・岡本 理事長

法人も市に合合わせて想定している。マニュアルはあるが、その時その時で臨機応変に対応していくことになると思う。今後、このマニュアルに市と協議しながら、上積みしていくことになる。

・丹治 正美 理事

市の緊急時マニュアルの中で、連絡網など法人の位置付けはどうなっているのか。

・岡本 理事長

市の業務継続の計画は、平成 28 年に策定されたものであり法人は組み込まれていないが、防災計画に位置付けていくのかは、市の課題となる。

・丹治 正美 理事

災害時の職員の参集についてはどうなっているのか。

・岡本 理事長

勤務時間内と勤務時間外で対応が異なるので、マニュアルに記載のとおり対応していくことになる。

・丹治 正美 理事

誰が誰にどう連絡していくのが大事になるので、今後十分に協議を行って下さい。

【追加報告第 9 号】について

・丹治 正美 理事

休暇取得については、証明書などが必要になるのか。

・百村課長

申請するだけでいけます。無給になります。

3 号と 4 号の事由が新たに追加されたことに伴う改正になります。

◆2. 議案審査

【議案第 5 号】職員給与規程の一部改正について

- ・百村総務管理課長から議案について説明がなされ、採決したところ挙手全員により承認された。

【議案第 6 号】令和 7 年度事業計画（案）及び予算（案）について

- ・長尾窓口業務課長から議案について説明がなされ、採決したところ挙手全員により承認された。

【議案第7号】職員就業規則の一部改正について

- ・百村総務管理課長から議案について説明がなされ、採決したところ挙手全員により承認された。

【議案第8号】令和7年度役員賠償責任保険の加入について

- ・百村総務管理課長から議案について説明がなされ、採決したところ挙手全員により承認された。

(意見・質問等)

【議案第5号】について

- ・矢野 公大 監事

この給料表に地域手当が加算されることになるのですね。

- ・百村課長

給料額に10%の地域手当が加算されます。最終的には、12%になります。

- ・岡本 理事長

元々は、最賃をベースに給料表をつくっていたが、今年、市の会計年度任用職員の時間単価が、1,294円と大幅に上がることになり、法人のパート職員単価もこれに合わせています。それにより、最賃アップ分の50円で給料表をつくると、正職員の時間単価がパート職の単価と大きく乖離することから、市と協議して、調整を行ったものです。併せて、地域手当についても市が10%に改正したことから、法人も市に合わせて10%に改正していただいたものです。

- ・西村 拓憲 監事

給料表は1級、2級、3級となっているが、内部昇給試験はあるのか。

- ・百村課長

まだ始まってすぐの組織なので、試験は実施していないが、将来的には考えていかなければいけないと考えている。前事業者から法人に転籍していただくにあたり、現給を保証するという前提があった。前事業者でのリーダーを主査に、サブリーダーを主任に、それ以外を職員として採用した経過があり、3級、2級、1級の給料表を適用している。

- ・西村 拓憲 監事

市の場合はどうなっているのか。

- ・百村課長

市では、係長に上がる昇格試験があり、それ以降は勤務実績に応じて昇格していくことになる。

- ・岡本 理事長

今後は、人事評価制度の導入も検討していく必要があると考えている。

- ・西村 拓憲 監事

肝になるところは、人事考課ではないかと思う。モチベーションが上がらないとミスを起こすことにつながる。持続可能な法人運営をしていくとなると、裁量、人の好き嫌

いで昇給をやってしまうと、無いとは思いますが、故意の間違い、不正が起こりかねない。適正、公正な、客観的には難しいと思うので公正らしい人事考課を行うことが必要になると考える。まだすぐには必要ではないが、今後の課題となってくると考える。

・丹治 正美 理事

在職年数で給料は上がっていくのか。

・百村課長

市と同じく、4号給上がっていきます。

・西村 拓憲 監事

級が上がれば1号給からスタートになるのか。

・具志堅 副理事長

1号給ではなく、現在の金額の直近上位に格付けされます。

【議案第6号】について

・丹治 弘 理事

実際のところ、処理時間はどのように計っているのか。

・長尾課長

現場の職員がタイマーで計っている。忙しい時は計れないが、月曜日から金曜日までで集計できる日で計っている。

・丹治 弘 理事

資料の予算明細ですが、前年度予算欄を追加してもらいたい。

・岡本 理事長

そのようにさせていただきます。

【議案第7号】について

・西村 拓憲 監事

兼業については、勤怠管理がかなり難しい。予定と実際に働く時間は異なってくるので、労働時間の管理は、法人と兼業先との合算になるので、どう管理していくのか。

次年度からは、労働時間の報告をどうするのかについて必須になってくるのではないかと考える。45時間を超えることも想定されることから、チェックはきっちりされた方がよい、意見として。今回の改正についてどうこうということではない。

・岡本 理事長

1月末の監査の時もご意見をいただき、届出制ではなく許可制で整理をさせていただいたところです。残業時間の管理が必要になってくるので、基本的には常勤職員は認めないで、パート職員で労働時間に余裕のある人は認めていくという方向でいきたいと考えている。

【議案第8号】について

・西村 拓憲 監事

議案の契約先になった経過は。

- ・岡本 理事長

社会福祉協議会やシルバー人材センター等に問合せ、法人設立前からいろいろな損保会社にあたってきたが、全国で初めての独立行政法人ということや、法人数も少ないことから、調整に労したが、最終的に議案の契約先になったものです。

◆3. 事務連絡

- ・副理事長から以下の連絡があった。

- ① 今後の理事会の予定について
- ② 今後の監事監査の予定について